

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 車検時の「OBD検査」

来月から車検の検査項目として自動ブレーキ等に用いる電子装置の機能を確認する「OBD検査」を追加。令和3年10月(輸入車は4年10月)以降の新型車が対象。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 9(月) 友引 重陽、救急の日

10(火) 先負 源泉所得税の納付期限、米大統領選候補者テレビ討論会

11(水) 仏滅

12(木) 大安 自民党総裁選告示

13(金) 赤口

14(土) 先勝

15(日) 友引 老人週間(～21日)

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/ 2(月) 38,701 △ 53 146.47 ▼1.54

3(火) 38,686 ▼ 15 145.93 △0.54

4(水) 37,048 ▼1638 144.99 △0.94

5(木) 36,657 ▼391 143.60 △1.39

6(金) 36,391 ▼266 142.51 △1.09

## 短時間労働者の社会保険適用拡大Q &amp; A

本年10月から、従業員数51人(現行101人)以上の企業等で働く一定要件を満たす短時間労働者は厚生年金・健康保険の適用対象となります。

## ◆ Q &amp; A

Q. 社会保険の加入対象となる短時間労働者とは?

A. 特定適用事業所で働くパート等の短時間労働者で3/4基準(週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上)を満たさない方のうち、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上(残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く)、③2ヵ月を超える雇用見込み、④学生ではない(休学中や夜間学生は対象)、の全てを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

Q. 10月から特定適用事業所に該当する企業等は?

A. 直近12ヵ月のうち6ヵ月以上で厚生年金の被保険者数(短時間労働者等は除く)が51人以上となる場合が「特定適用事業所」に該当します。なお、法人の場合は同一の法人番号を有する全ての事業所に使用される被保険者数で判定します。

Q. 特定適用事業所に該当する場合は?

A. 施行日(本年10月1日)時点で特定適用事業所に該当する場合は、事前に年金機構からお知らせが届きます。また、施行日以降は直近11ヵ月のうち5ヵ月で51人以上となり特定適用事業所に該当する可能性がある場合にお知らせが届きます。

Q. 被保険者数が50人以下となった場合は?

A. 引き続き特定適用事業所として取り扱われますが、被保険者の3/4以上の同意を得た上で、不該当届を提出した場合は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われます。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

## 国税の滞納残高は4年連続で増加

国税庁が公表した「令和5年度租税滞納状況」によると、令和5年度に発生した国税の新規滞納額は7997億円(前年度比11.1%増)となり、税目別では消費税(地方消費税を除く)が4383億円と最も多く、全体の約55%を占めています。

一方、滞納中の国税を徴収し整理された額は7670億円(同8.0%増)で新規滞納額を下回ったことから、令和5年度末における滞納残高は9276億円(同3.7%増)と4年連続で増加しました。

税金を滞納すると延滞税が課せられるほか、滞納が続けば財産の差押えなどの処分を受ける場合がありますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要となります。

## 協会けんぽから届く「資格情報のお知らせ」

健康保険証をマイナンバーカード(マイナ保険証)に一本化し、本年12月2日から保険証の新規発行が廃止となる予定です(発行済みの保険証は令和7年12月1日まで使用可能)。

これに伴い、協会けんぽから事業主へ加入者(被保険者・被扶養者)全員分の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」が今月中に送付されるため、従業員に配布する必要があります(本年6月10日以降に加入した方などは来年1～2月に送付)。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和6年10月以降の短時間労働者に対する社会保険適用拡大Q &amp; A

## ◆概要

令和6年10月1日から、特定適用事業所における企業規模要件が「厚生年金保険の被保険者の総数が常時51人以上」の企業等となり、特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は4分の3基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上）を満たさない場合でも、一定の要件を満たす方は厚生年金保険・健康保険の加入対象となります。

そのため、新たに特定適用事業所となる「被保険者数51人以上100人以下」の企業等は、社会保険の加入対象となる短時間労働者を把握した上で、対象者への説明や被保険者資格取得届の提出などの対応が必要となります。

## ◆Q &amp; A

## 【特定適用事業所に関するQ &amp; A】

Q. 特定適用事業所に該当するか判断する際の厚生年金保険の被保険者に短時間労働者は含まれる？

A. 適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数（共済組合員を含む）になり、適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入している方は対象に含めません。

Q. 厚生年金保険の被保険者の総数の判定は？

A. 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数で判定します。また、個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数によって判定します。

Q. 被保険者の総数が「常時51人以上」とは、どのような状態を指す？

A. 直近12カ月のうち6カ月以上で被保険者の総数が51人以上であることが見込まれる場合です。

Q. 施行日（令和6年10月1日）から特定適用事業所に該当する場合はお知らせ等はある？

A. 令和5年10月以降の6カ月以上で被保険者の総数が51人以上の事業所や、5カ月で51人以上であることが確認できる事業所（令和6年9月までに1カ月以上51人以上であれば該当する場合）には、日本年金機構からお知らせ等が送付されます。

Q. 施行日以降に特定適用事業所に該当する可能性がある場合は？

A. 直近11カ月のうち5カ月で被保険者の総数が51人以上となり、特定適用事業所に該当する可能性のある事業所に対して、日本年金機構からお知らせが送付されます。

Q. 被保険者の総数が50人以下となった場合はどのように取扱われる？

A. 引き続き特定適用事業所であるものとして取り扱われます。ただし、使用される被保険者の3/4以上の同意を得たことを証する書類を添えて、特定適用事業所不該当届を提出した場合は特定適用事業所に該当しなくなったものとして扱われます。なお、不該当届は被保険者数が50人以下となった日以後であれば提出可能です。

## 【短時間労働者に関するQ &amp; A】

Q. 社会保険の適用対象となる短時間労働者とは？

A. 特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者で4分の3基準を満たさない場合でも、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②所定内賃金が月額8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）であること、③2カ月を超える雇用の見込みがあること、④学生でないこと、の全てに該当する方は社会保険の加入対象者となります。

Q. 就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間は週20時間未満だが、恒常的に実際の労働時間が週20時間以上となった場合は？

A. 実際の労働時間が2カ月連続で週20時間以上となり、引き続き20時間以上見込まれる場合には3カ月目から社会保険の加入対象になります。

Q. 「所定内賃金が月額8.8万円以上」の算定対象となる賃金とは？

A. 算定対象は基本給及び諸手当で判断しますが、①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）、②1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、③時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）、④最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）は、算入されません。

Q. 「学生でないこと」とはどのような者を指す？

A. 学生とは、主に高等学校や大学などに在学する生徒又は学生が該当しますが、休学中の者や定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者は学生から除かれることとなります。